

平成29年度第4回  
東京都景観審議会歴史景観部会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

## 平成29年度第4回東京都景観審議会歴史景観部会議事録

### I 日 時

平成29年12月13日（水） 9：45～11：55

### II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室25

### III 出席者

【委員】光井部会長、金出部会長代理、小沢委員、武内委員、

【事務局】久保田都市づくり政策部長、遠藤屋外広告物担当課長、寺沢景観担当課長 ほか

### IV 議事次第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

<報告事項>

○東京都景観計画によるこれまでの取組

#### 3 閉 会

### V 配付資料

資料4 東京都景観計画によるこれまでの取組

○遠藤屋外広告物担当課長 ただいまから平成29年度第4回東京都景観審議会歴史景観部会を開会させていただきます。

本日は、ご多忙のところ当部会にご出席いただき、ありがとうございます。

部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます事務局の遠藤でございます。

よろしく願いいたします。

では、はじめに、委員3名がご出席いただいておりますので、東京都景観審議会規則第6条第4項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

では、座って進めさせていただきます。

次に、本日お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、それから、配付資料、資料1から資料3をダブルクリップしたもの、資料4のホチキス留めと座席表、それから、参考資料としまして、青いドッチファイルの資料、文化財保護法と文化財保護条例、公園緑地マップでございます。右隣のほうに景観計画、歴史的建造物のパンフレット、歴史的景観保全の指針、紙ファイルで綴じております景観法、景観条例、景観審議会要綱、規則を置かせていただいております。すべてお揃いでしょうか。

では、揃っていらっしゃるようなので、進めさせていただきます。

それでは、東京都景観審議会運営要綱第15条第4項に基づき、光井部会長に議長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○光井部会長 おはようございます。ご多忙中の中、本部会にご出席いただき、ありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

次第でございます審議事項に入ります前に、本部会の公開、非公開についてですが、前回の部会では本日の議題は、東京都景観条例に基づく歴史的建造物等の選定に関する審議を予定しているとのことでしたので、「東京都情報公開条例」第7条第2号の規定に該当すると考え、非公開の決議をさせていただきました。

ところが、お手元の次第のとおり議事に変更がございましたので改めて公開、非公開についてお諮りさせていただきたいと思っております。

本日の「報告事項」において取扱う情報については、東京都情報公開条例第7条各号に該当しないため、公開にしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○光井部会長 それでは、報告事項については公開することといたします。

では、先に「審議事項」に入ります。

(非公開)

○光井部会長 それでは、この審議案件については、その過程を踏んだ上で、今後開催予定の本審議会への報告事項としたいと思います。

それでは、審議事項を終わりました、報告事項に入りたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○光井部会長 では、事務局から報告事項について説明をしてください。

○事務局 こちらのお手元の資料4を、お時間を10分ほどいただいでご説明をさせていただく予定だったのですが、お時間が迫っているところもありまして、今後のことを踏まえまして、私どものほうで次回の議論の土台になるような課題ですとか、今後の取組の方針ですとか、そういったことも今回こちらの中に幾つか記載しておりますので、そのところのみ触れるような形にしますか、どういたしましょうか。

○光井部会長 大事な話ですので、10分ぐらいでしたら説明していただいたほうがありがたいのですが。

○事務局 はい、かしこまりました。資料4を用いまして、駆け足ではございますが、かいつまみながらご説明させていただきます。

資料4でございますが、前回いただいたご意見を踏まえまして取りまとめてございます。

資料をおめくりください。こちらが本日の内容になってございます。景観計画に掲げている施策の方針をベースに構成してございます。

流れとしましては、まず、これまでの取組で、主な取組の経緯をまとめてございます。I章では、「都選定」及び「特に」に関する取組をまとめてございます。内容としては、選定基準の策定を初め、選定候補の拡大についてまとめた「選定状況」や建造物等の保存及びその支援に関するもの、選定や支援策に関する課題と取組拡充の方向性で構成してございます。

II章では、歴史的景観形成の指針に関する取組についてまとめてございます。

III章では、景観計画施行を機に開始いたしました都市開発諸制度において、都選定歴史的建造物の外観保存を容積ボーナスとして評価する取組について、事例を交えてまとめてございます。

IV章では、選定された建造物の利活用を促進する取組についてまとめてございます。

V章では、地元のまちづくりと連携した歴史的景観の形成に関する取組について、都の事例

を含めましてまとめてございます。

そして、資料の最後に、参考編として関係資料を添付してございます。

恐縮ではございますが、お時間の都合上、Ⅲ章とⅣ章についてのご説明は割愛させていただきます。

2ページおめくりください。ページ番号で申し上げますと、Ⅰ、続きましてⅠ－1－1となっているところでございます。こちらは、都選定に係る施策についてまとめている章でございますが、こちらの用語と概要については割愛させていただきます。

選定状況といたしましては、まず、平成10年度の景観審議会答申にて都選定の選定基準を策定してございます。その後、平成10年度から13年度にかけていただいた答申を踏まえまして、建築物や橋梁を区市町村から推薦されたものなどを選定候補として決定してございます。

平成27年度には、平成10年度の答申にてお示しいただいた選定基準をベースに、戦後のものやエリアを考慮した歴史的建造物を候補に加える方針を本審にてご承認いただきました。

平成28年度末には、土木建造物の選定基準を策定し、選定候補に追加することを本審にてご承認いただきました。

平成29年5月時点で、これまで計90件を都選定として選定してございます。

ページ下のグラフは年度ごとの選定数の推移についてまとめたもので、次ページには、都選定の分布状況をプロット図としてまとめたものを区部、市町村部に拡大したもので表示してございます。

ページを3枚おめくりください。こちらのページ番号で申し上げますとⅠ－1－8になりますが、こちらは、都選定の保存の取組として、条例で規定してございます現状変更届について取りまとめた箇所でございます。

平成11年度以降、合計62件の届け出が提出されまして、そのうち歴史景観部会で7件をご審議いただきました。一覧につきましては、資料後ろの参考編に添付してございます「現状変更届一覧表」をご参照ください。

そして、次ページ以降に、これまで歴史景観部会にてご審議いただきました日本橋ダイヤビル、中央区十思スクエア、東京都慰霊堂の3件を具体例として取り上げてございます。こちらに関する説明も割愛させていただきます。

続いて、ページⅠ－1－15をお開きください。こちらは、保存支援の取組といたしまして、東京歴史まちづくりファンドの取組をまとめてございます。当ファンドは、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターに平成22年から平成32年3月末日を期限として設置している

基金でございまして、都選定歴史的建造物の所有者に対し、補修工事等の費用の2分の1以内かつ1,000万円を上限として助成するものでございます。

ファンドが設立されてから、これまでの間に合計で14件の物件に対して助成を実施してございます。

仕組みといたしましては、設立当初に都と一般財団法人のMINTO機構から受けた資金拠出を元手に、設立以降は都民の皆様方や企業の皆様方からの寄附を収入として運営してございます。

これまでに助成した案件とこれまでご寄附いただいた件数と額については、次ページ、裏側の表にてまとめてございます。

また、これまで助成した事例については、ページ番号で申し上げますと、I-1-18と19にかけて、聖母病院と明治神宮桃林荘の事例を紹介してございます。

続いて、I-1-20ページをごらんください。こちらは、都選定の選定と保存に関する課題と取組拡充の方向性についてまとめたところでございます。

一つ目としては、都選定の選定についてでございます。現在、選定候補は290件ございまして、このうち選定したものは90件にとどまっております。このことから、私どもといたしましては、所有者に対し引き続き同意に向けた交渉を行っていく必要があると考えてございます。

2点目は、ファンドの今後の方針についてでございます。当ファンドは、設立以降、助成額に比べまして、個人や法人からの寄附が十分とはいえない状況にございます。

また、設置期限が平成32年3月末日でもあり、今後、当ファンドを存続させるのか、拡充していくのか、代替制度を設立するのかなど、その方針を決定する必要がございます。

下に掲載してございますのは、ファンド拡充の方策や代替制度について、今年度、生活文化局のほうで実施いたしました都政モニター調査にて聴取した都民の皆様方からのご意見を、三つほど方向性として取りまとめたものでございます。

一つ目が広報の拡充でございます。こちらは、ファンドの存在や意義を周知するとともに、運用に関する情報を公開し、透明性を高めることで団体や企業からの寄附をいただきやすい環境を整えることを目的としたものでございます。

二つ目は、資金調達方法の多様化でございます。これまでの調達方法である寄附という行為に限らず、クラウドファンディングや新たな税として景観税等を導入してはどうかというようなご意見がございました。

最後は、歴史的建造物等への関心を高める取組の拡充でございます。主なご意見といたしま

しては、歴史的建造物の写真コンテストや小中学校の夏休みの自由研究の題材として活用してはどうかというものや、ページをおめくりいただきまして、裏側になりますが、TVプログラムやニュースへの持ち込み企画などがご意見としてございました。

最後に、二つほど参考事例をつけてございますが、こちらは、名古屋市と京都市の歴史的建造物の保存支援に係る施策でございまして、名古屋市のものについては、クラウドファンディング、こちらを活用して保存支援を行っている取組でございます。

京都市のものにつきましては、企業と連携した寄附つき商品の販売というものを行っておりまして、その事例を紹介してございます。

続いて、I-1-23ページになります。こちらはファンドにかわる制度についてですが、こちらについては、前回、ご意見として頂戴した流山市の事例を参考として取り上げてございません。

当該事例は、建造物の維持保全にかかるコストを所有者みずからが調達できるよう、所有者が行う収益事業に対し支援を行うものでございます。

以上が、都選定歴史的建造物に係る施策について取りまとめた部分でございます。

次ページからは、「特に」に係る施策についてまとめている章でございます。こちら、用語と概要についてはご説明を割愛させていただきます。

選定状況といたしましては、選定対象となる条件を平成12年度の景観審議会の答申をもとに策定し、選定候補を決定してございます。

平成28年度には、建造物及び公園の選定基準を審議会の審議承認をもって策定するとともに、候補を追加してございます。

同年度には、文化財等の指定等により選定を解除されました都選定を「特に」に移行する方針を決定してございます。

平成29年5月時点で、合計、これまで39件を選定してございます。

資料の後ろにございます参考編に選定したものの一覧表がございます。

また、次ページ以降に、「特に」のプロット図として分布状況をまとめたものがございます。ページを2枚おめくりいただいて、I-2-7ページの説明に移らせていただきます。

こちらは、既に景観行政事務が移管されている区市における、「特に」の各区市の景観計画上の位置づけについて整理したものでございます。

こちらは、前回ご意見としていただきました、「特に」の各区市における取扱いについて整理したものでございまして、景観誘導に関する観点からまとめてございます。

どういった方法でまとめたかといいますと、「特に」の周辺で行われる建築行為等に適用される、各区市が景観計画で定めている行為の制限を表形式で一覧にしております。

具体的には、「特に」の周辺で建築行為等を行う事業者に対し、景観上の配慮を求める実効性のある方法は、「景観法に基づく行為の届出」となりますが、こちらは景観行政団体が所管する事務となりますので、区市が景観行政団体の場合は、当該区市が所管することになります。

そこで、景観法に基づく行為の届出で適用される、各都市の景観計画で定める行為の制限に関する事項、例えば区域区分上の位置づけであったり、誘導基準について下表でとりまとめてございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、Ⅱ－1からは、歴史的景観保全の指針に関する取組をまとめたページでございます。

こちらは、平成12年度にいただいた答申をもとに策定されたものでございまして、条例改正以降も歴史的景観保全の指針を歴史的景観形成の指針として運用してございます。

また、平成21年度から22年度にかけては、実効性を高めるための改定に向けた検討をいたしました。その改定の概要については、1ページおめくりいただいたⅡ－3に簡単にまとめてございます。

続いて、今後の取組の方針について、ご説明させていただきます。

まず、方針に入る前に、都民の皆様方からのご要望や都の施策の認知度について、ご紹介させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、Ⅱ－3ページ、ページ右下になりますが、こちらは、今年度、生活文化局にて実施いたしました世論調査の結果を抜粋したものでございます。そのページの裏側に調査結果がまとまってございまして、こちらは、上の質問は都の施策の認知度について伺ったものでございます。赤枠で囲んだ部分が指針に関するものでございまして、施策の中では首位であるもの、27.8%と数字としては高い水準とはいえない状況かなというところでございます。

下の質問につきましては、今後積極的に行うべき施策についてのものでございまして、こちらも順位で言うと首位でございます。約過半の方が、今後も積極的に行うべき施策として、歴史的建造物周辺の街並みの保全を挙げてございました。

Ⅱ－1ページに戻っていただきまして、このことから、今後の私どもの方針は、歴史的建造物や配慮を要する範囲について、より周知を図ろうというものでございます。具体的には、都が公開している「都市計画情報等インターネット提供サービス」私どもが通称GISと呼んで

いるものでございますが、こちらに歴史的建造物や配慮を要する範囲について掲載することを考えております。そうすることで、届出を所管している区市の景観担当者をはじめ、事業者や都民の方々に対して周知を図ります。

ページを2枚おめくりいただきまして、Ⅲ－1になりますが、こちらは、都市開発制度を活用した歴史的建造物の保存について、これまで歴史景観部会でご審議いただいた事例をまとめてございます。

さらにページをおめくりいただきまして、裏側から、歴史的建造物の利活用として、選定を契機に建設当初からの用途を変え運用している事例ですとか、都が平成25年度以降実施しております歴史的建造物を舞台としたチャリティーイベントについてまとめているものでございます。お時間の都合上、こちらについてのご説明は割愛させていただきます。

さらにページをおめくりいただきまして、裏側に、Ⅴ章、地域のまちづくりを通じた歴史的景観の形成に関する施策を取りまとめてございます。

こちらは、歴史的景観は、建造物単体の保存だけではなく、その周辺を含めた地域のまちづくりを通じて継承されていくという考え方のもと、景観計画に位置づけられている取組でございます。

1ページおめくりいただきまして、裏側に事例として、東京のしゃれた街並みづくり推進条例の街並み景観づくり制度を活用した日本橋室町、日本橋本石町、日本橋本町周辺地区の事例を紹介してございます。

こちらの東京のしゃれた街並みづくり推進条例の街並み景観づくり制度というものは、地元の景観づくりを支援するための制度でございまして、地元住民等から提案を受け、定めた区域において住民自らが策定し、都の承認を受けたガイドラインを運用して景観づくりを行うものでございます。

当該地区は、区域内に「特に」に選定されております三井本館や三越本店、日銀をはじめとして周辺には日本橋もございます。

こうした歴史的建造物に対して配慮を求めている基準をガイドラインに盛り込んでございます。

ガイドラインの内容につきましては、事例の左側文章、街並み景観ガイドラインの概要のところをご覧ください。

次ページには、2つ目の事例といたしまして、前半部は都選定について、後半部は青梅市のまちづくりの経緯や概要を中心にまとめてございます。

大変駆け足となってしまいましたが、以上が事務局からの説明でございます。

○光井部会長 どうもありがとうございます。

どうでしょうか。ちょっと時間が迫っているので、いろいろこれをベースにして意見交換をしたかったのですが。

○事務局 すみません、次回にも予定させていただきますので、そのときにお願いできればと。

○光井部会長 委員の先生方にちょっと目を通しておいていただいて、またご意見等がありましたら、先ほどの審議と議題に合わせていただければと思います。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○光井部会長 これで本件についての議事を終わります。

次回に予定しております議事について、事務局から少し説明をしていただければと思います。

○寺沢景観担当課長 次回ですが、先ほど、現地を確認ということで、宿題をいただきましたので、そちらを調べさせていただいて、部会長をはじめ委員の先生方に資料をお送りします。部会の決定については、部会長に一任させていただきます。

○寺沢景観担当課長 次回は、主に景観計画の課題と、今後の取組についてご審議いただければと思います。

○光井部会長 それまでに、きょうの報告事項でございます景観計画についてのことを考えておくということが宿題になろうかと思えます。

それでは、次回ですが、これはどうですかね。公開・非公開については今のところは決められないですね。

○寺沢景観担当課長 基本的に、今回のこの報告事項の継続ということであれば、情報公開条例に該当しないと考えられますので、公開の方向でいくこととなります。

○光井部会長 今度の部会については、景観計画においてのことが主要な議題になる場合には、東京都情報公開条例第7条各号に該当しないと考えられますので、公開にしたいと思えます。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○光井部会長 以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

○遠藤屋外広告物担当課長 光井部会長、ありがとうございました。委員の皆様、ご熱心なご議論をありがとうございました。

これもちまして本日の歴史景観部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。  
ました。